

第1章. 関連する計画や他部局の施策等に関する整理

1-1. 上位計画の整理

(1) 越前市総合計画

策定年度	平成 19 年 3 月（平成 23 年 4 月基本計画改定（平成 26 年 7 月基本計画見直し））
計画期間	平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間
重点目標	定住化の促進
将来像	国府の文化と匠の技、日野の山川に育まれ ひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる 「元気な自立都市 越前」
まちづくりの 5 本柱	・ 元気な産業づくり ・ 元気な人づくり ・ 快適で住みよいまちづくり ・ 安全で安心なまちづくり ・ 市民が主役のまちづくり
計画人口	平成 28 年度：88,000 人

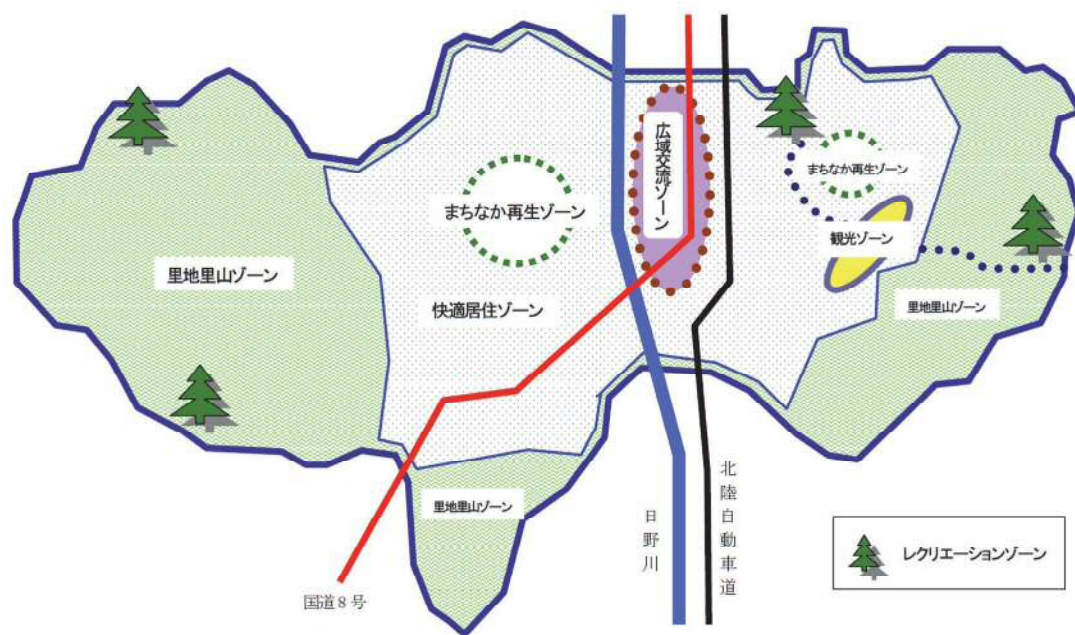
計画の体系



(2) 新市建設計画

策定年度	平成 16 年 12 月（平成 26 年 3 月変更）
目標年次	平成 17 年度（2005 年）～平成 32 年度（2020 年）
将来都市像	“北陸の新都”を目指す越前市 ～21 世紀に 人・地域が輝く 住民主体の自立都市～
まちづくりの目標	1. 交流拠点都市 ～にぎわいのある交流拠点機能と自立機能の向上～ 2. 生活快適都市 ～環境と共生した快適で安全安心な生活環境の整備～ 3. 伝統文化都市 ～豊かな心・郷土の心を育む生涯学習環境の充実～
目標人口	基準年（平成 22 年）：85,614 人 ⇒2020 年（平成 32 年）：80,449 人 ⇒2040 年（平成 52 年）：66,651 人 （国立社会保障・人口問題研究所による推計値（平成 25 年 3 月推計））

地区別整備方針イメージ図



(3) 越前市総合戦略

策定年度	平成 27 年 12 月
対象期間	平成 27 年度（2015 年）～平成 31 年度（2019 年）
目指す姿	「女性が輝くモノづくりのまち」 ～子育て・教育環境日本一～
基本目標	I. 旺盛な求人を背景に、生産年齢人口を確保します II. I J U ターン ¹ する人を支援します III. 非婚・晩婚化を改善します IV. 子ども条例による子ども・子育て支援と教育の充実を図ります V. イメージアップ（情報発信）に取り組みます
将来展望人口 （越前市人口 ビジョン）	基準年（平成 22 年）：85,614 人 ⇒2040 年（平成 52 年）：72,000 人程度 ⇒2060 年（平成 72 年）：62,000 人程度
数値目標	■生産年齢人口における社会増減 5 年間で+350 人（70 人/年） ■ I J U ターン者数 5 年間で+100 人（20 人/年）
目標実現に向 けて取り組む 施策（都市計画 マスタープラン、 立地適正化計画 と特に関連が強 い施策を抜粋）	■立地企業への支援 ・企業の設備投資や市内進出等を支援 ■民間活力を活用した住宅の充実 ・民間事業者が行う住宅団地の整備を支援 ・民間事業者が行う共同住宅の整備を支援 ・空家をリフォームして売買・貸出しする人を支援 ■不動産の流動化・建替えの推進 ・まちなかでの空家の解体による流動化を支援 ■市内企業と連携した職住近接支援 ・企業の事業所近くでの従業員用社宅の整備を支援 ・企業に対して、市内不動産情報を積極的に提供 ■市内定住の奨励 ・賃貸住宅を借りる新婚夫婦に家賃の一部を支援 ・住宅を取得する人を支援 ・土地を購入し、住宅を新築する人を支援 ■働く世代の生活の安定の支援 ・金融機関と連携し、勤労者に生活の安定のための資金を支援 ・家庭への支援による働く世代のワークライフバランスの充実を支援 ■ I J U ターンの奨励 ・行政と民間企業の連携による I J U ターン就職の奨励 ・ I J U ターンで就職や起業した人を支援 ・農村への I J U を支援
重要業績評価 指数（K P I）	・企業立地促進補助金利用による雇用増加数：1,000 人増/5 年間 ・共同住宅供給戸数：300 戸/5 年間 ・市内企業の新設又は増設による雇用増加数に占める市内居住者割合：60% 以上 ・従業員用住宅整備戸数：150 戸/5 年間 ・新婚夫婦家賃補助での市外からの転入者数：600 人/5 年間 ・空家リフォーム件数：10 件/5 年間 ・まちなか開業支援件数：20 件/5 年間 ・ I J U ターン就職奨励金利用者数：75 人/5 年間

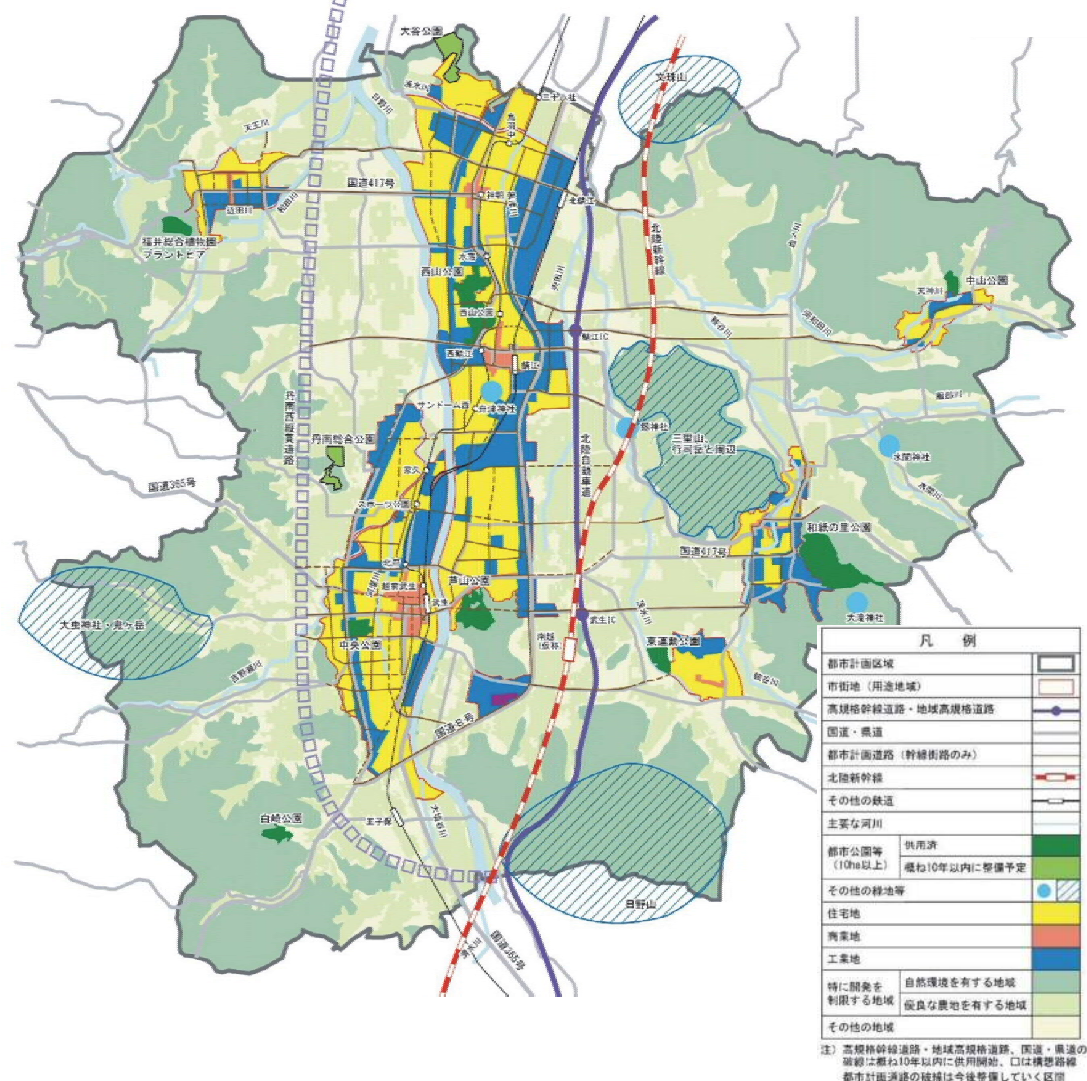
※数値目標以降については、都市計画マスタープラン、立地適正化計画と特に関連が強い施策を抜粋

¹ I J U ターン… I ターン：福井県外から越前市へ移住すること。U ターン：越前市から福井県外へ移住して再び越前市へ移住すること。J ターン：越前市以外から福井県外へ移住した者が越前市へ移住すること。

(4) 丹南都市計画の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

策定年度	平成 26 年 2 月
目標年次	平成 32 年
都市づくりの 基本理念	1. 伝統産業を活かし歴史や文化を育む都市づくり 2. 持続可能な都市づくり 3. 都市間の交流・連携を促進する都市づくり 4. 安全・安心に住み続けられる都市づくり
市街地に配置 するおおむね の人口	越前市 基準年（平成 22 年）：46,700 人 ⇒ 目標年次（平成 32 年）：44,300 人 ⇒ （平成 37 年）：42,700 人

整備、開発及び保全の方針図

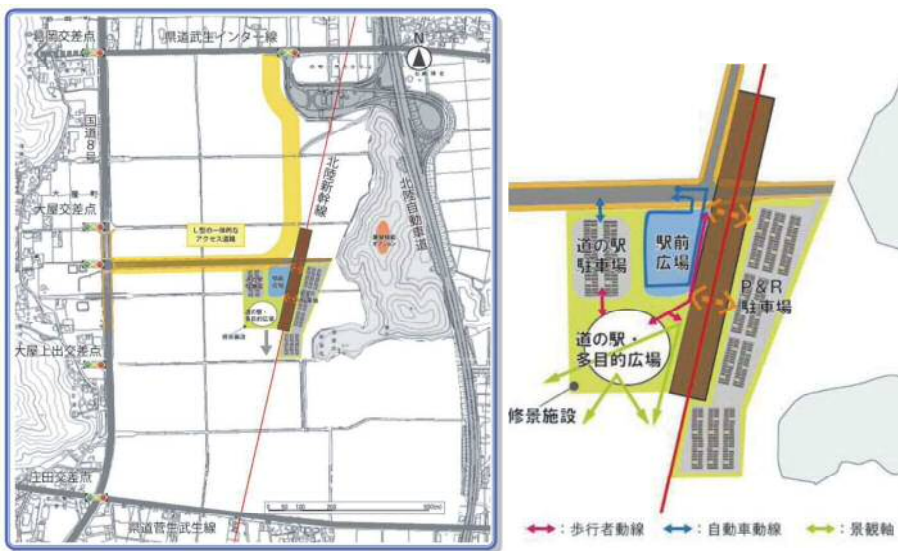


1-2. 関連計画の整理

(1) 第3期越前市中心市街地活性化基本計画

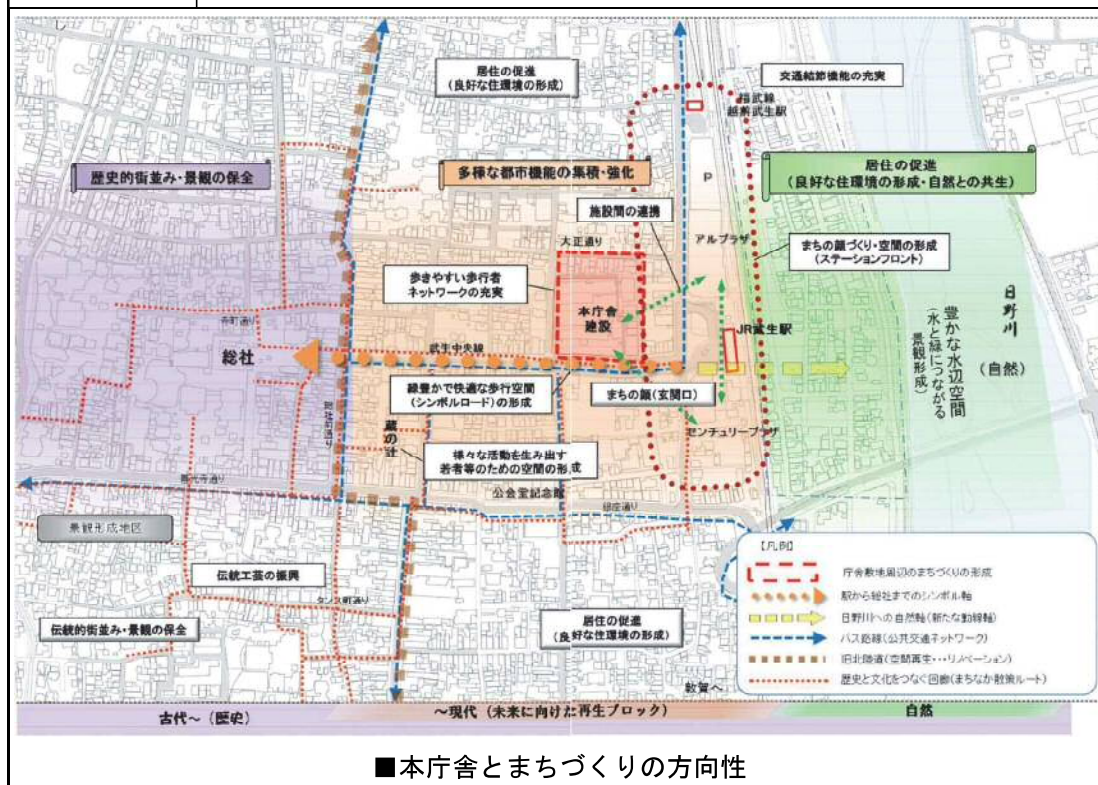
策定年度	平成 28 年 11 月
対象期間	平成 28 年 12 月～平成 34 年 3 月（5 年 4 ヶ月）
中心市街地活性化の課題	1-1 都市施設の機能減退に伴う中心市街地の求心力低下 1-2 歴史文化を活かした“まちの顔”としての美しい街への再生 2-1 若い世代等を中心とした定住促進 2-2 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり 3-1 にぎわいの創出と商業の再生 3-2 広域からの来訪者を誘引するまちなか観光の推進
中心市街地活性化の将来像	越前国府 1300 年の歴史と文化が薫る安らぎのまち「武生」 ～全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち～
3つのテーマと6つの基本方針、数値目標	6つの基本方針 数値目標 テーマ1 まちの顔づくり 1-1 新庁舎建設等を契機とした市民との協働による“まちの顔づくり”の推進 1-2 歴史、水、緑を大切に“美しい景観”の形成 市民交流施設の利用者数 基準値(H27年度) 64,541人 → 目標値(H33年度) 77,420人 テーマ2 暮らしの再生 2-1 若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進 2-2 誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”の推進 施策による移住者数 基準値(H27年度) 64人増 → 目標値(H33年度) 400人増 (H28～33年度) 66.7人/年 テーマ3 にぎわいの再生 3-1 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興 3-2 越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信する“まちなか観光”の推進 活性化に寄与する市民等の活動回数 基準値(H27年度) 56回 → 目標値(H33年度) 92回 施策によるまちなか開業件数 基準値(H27年度) 5件 → 目標値(H33年度) 24件

(2) 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画

策定年度	平成 27 年 12 月
基本理念	交流促進の起点 南越駅周辺地域 ～丹南地域の人・自然・伝統・文化とのふれあいによる新たな出会い～
4つの展開	①「交流の起点 ～交通結節点と地域資源への誘導の場の創出～」 ②「伝統・文化とのふれあい ～伝統・文化、匠の技との出会いの場の創出～」 ③「人とのふれあい ～来訪者と地域住民の交流の場の創出～」 ④「自然とのふれあい ～豊かな自然を感じる、癒しの場の創出～」
駅周辺整備コンセプト	『伝統・文化を未来につなぐ癒しと交流の空間』
駅舎デザインコンセプト	『伝統・文化を未来につなぐシンボルとしての駅』
駅前広場整備コンセプト	交流促進の起点にふさわしい、駅周辺と一体となった交通結節空間
駅周辺整備	
土地利用計画	〈時間軸〉〈民間の気運・熱度〉 低 → 高 平成27年度 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画の策定 平成28年度 市都市計画マスタープランの改定 開業 (平成35年春) 長期 開業までに備えるべき施設の整備 南越駅周辺整備基本計画や市都市計画マスタープランに整合させようとして、民間活力を生かして整備 規制・誘導手法 ○公共による整備 ○農用地区域の維持 ○進出施設の用途・規模等を踏まえた規制・誘導手法を適用し、民間活力を誘導 【適用手法】 ●用途地域の指定 ●特定用途制限 ●地区計画 ●協定(建築協定/緑地協定) ●まちづくり条例 等

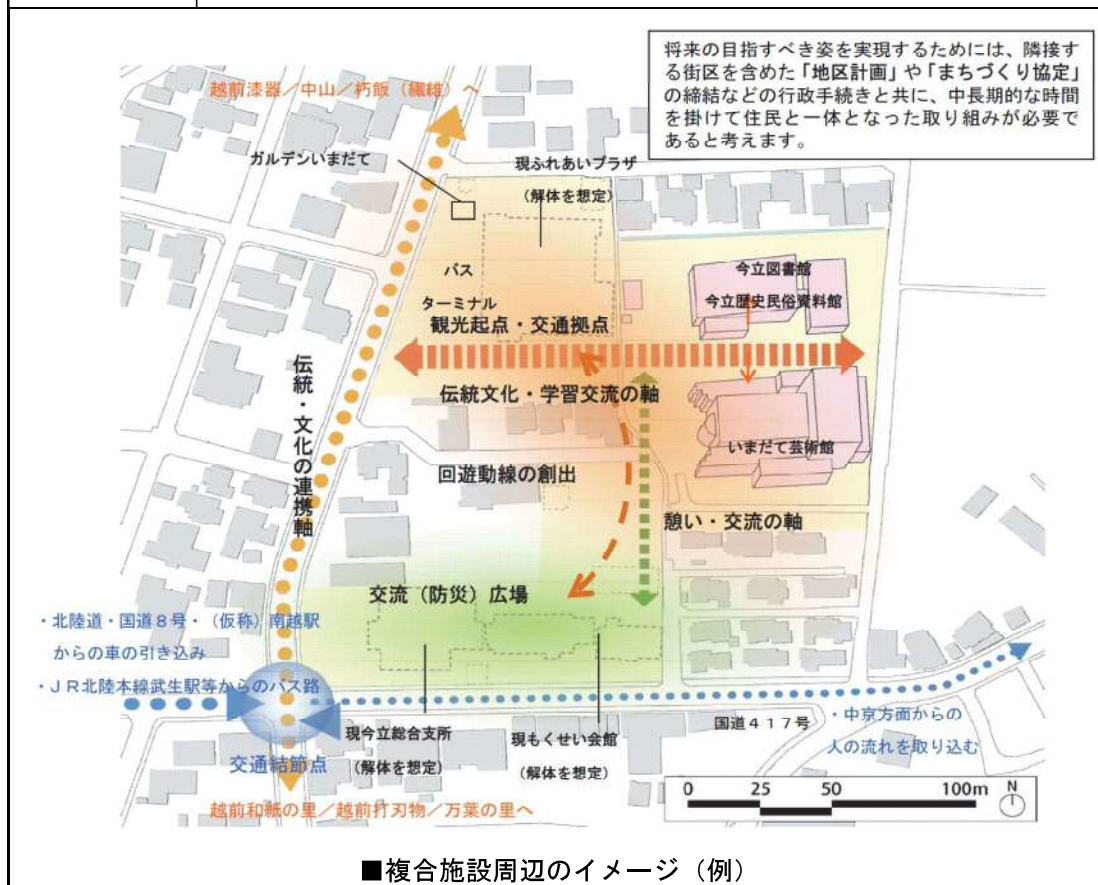
(3) 本庁舎建設基本構想・基本計画

策定年度	平成 27 年 9 月
基本理念	『まちの活性化とまち空間再生の大きな契機とする』
基本的な整備方針	I. まちの顔となる庁舎 II. 市民に愛され、多様な市民の参画・協働の場となる庁舎 III. すべての人と地球環境にやさしい庁舎 IV. 効率的・機能的な庁舎 V. リスク管理機能を備えた庁舎
本庁舎のイメージコンセプト	『人をつなぎ歴史をつむぐ 賑わい・交流の場』

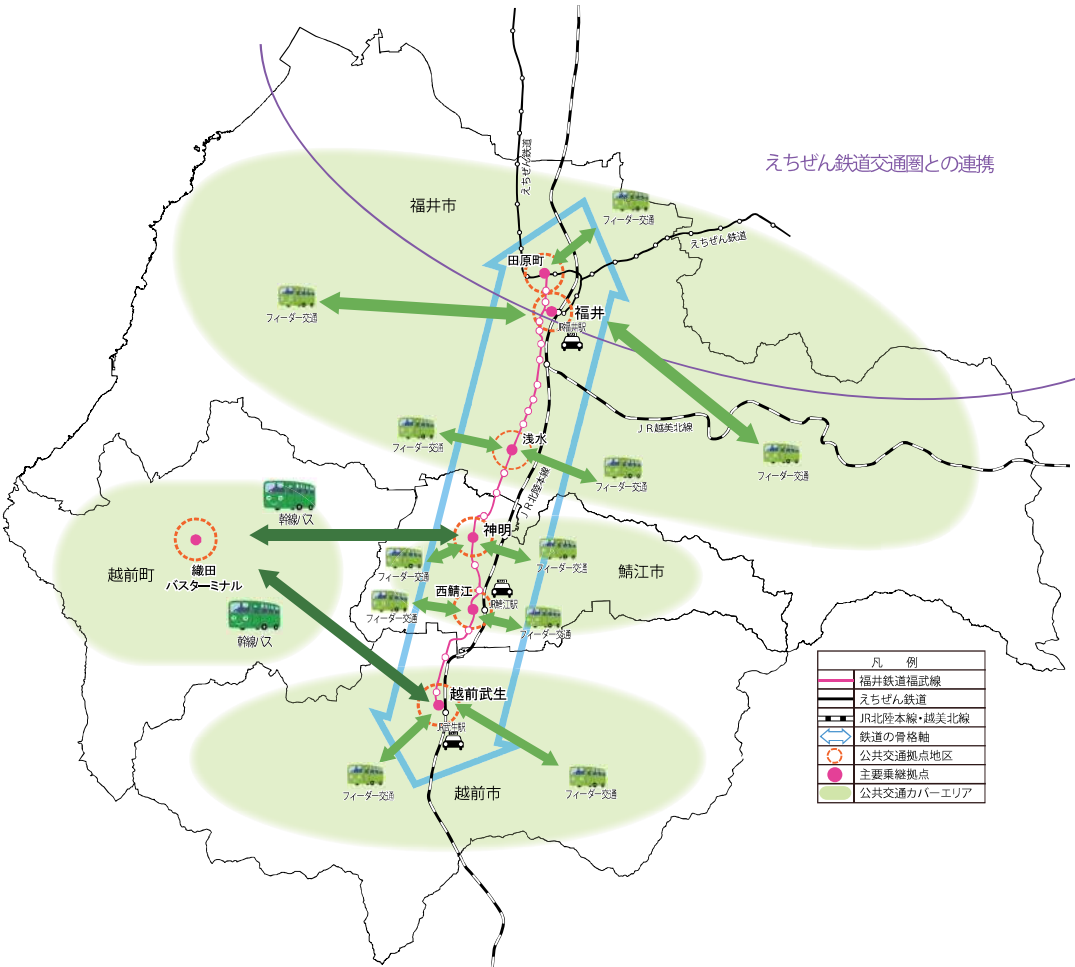


(4) 今立総合支所建設基本構想・基本計画

策定年度	平成 27 年 9 月
基本理念	『まちの活性化とまち空間再生の大きな契機とする』
基本的な整備方針	I. まちの顔となる複合施設 II. 市民に愛され、多様な市民の参画・協働の場となる複合施設 III. すべての人と地球環境にやさしい複合施設 IV. 効率的・機能的な複合施設 V. リスク管理機能を備えた複合施設
複合施設周辺のイメージコンセプト	『人が集まる公園のような憩いの場』



(5) 福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画

策定年度	平成 28 年 2 月
計画期間	平成 27 年度～平成 29 年度
基本方針	・福井鉄道福武線を主軸に路線バス、コミュニティバス²等によって公共交通ネットワークを形成  The map illustrates the proposed public transport network in the Fukui Railway Traffic Circle. It shows the Fukui Railway Fuku line as the main axis, with feeder routes (フィーダー交通) and community buses (コミュニティバス) connecting various areas. Key locations include Fukui City (福井市), Echizen City (えちぜん市), and various towns like Tsuruoka (越前町) and Tsuruoka City (越前市). The map also shows the connection to the Echizen Railway Traffic Circle (えちぜん鉄道交通圏との連携). A legend (凡例) defines the symbols used: Fukui Railway Fuku line (福井鉄道福武線), Echizen Railway (えちぜん鉄道), JR North Line (JR北陸本線・越前線), Railway Backbone (鉄道の骨格軸), Public Transport Hub Area (公共交通拠点地区), Main Transfer Point (主要乗継拠点), and Public Transport Coverage Area (公共交通カバーエリア). ■公共交通ネットワーク方針図
計画目標	目指すべき公共交通の将来像 「地域に親しまれ共に育む公共交通」 目標 1 地域の交通として利用したくなる公共交通の実現 目標 2 安全・安心に利用できる公共交通の実現 目標 3 車に頼り過ぎない住みやすいまちづくりや広域観光と連携した公共交通の実現 目標 4 住民・行政・事業者が協働で利用促進する公共交通の実現
都市機能に関する事項	・越前武生駅周辺を、公共交通拠点地区（公共交通の利便性の高い地区に、住民の日常生活に必要な商業、医療、行政サービス等の生活関連施設を集積し、便利で快適な生活の場を形成）に設定 ・越前武生駅を主要乗継拠点に設定 ・フィーダー交通³としての路線バス、コミュニティバスの充実

²コミュニティバス…道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域の住民団体等が主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ること等を目的として運行される。

³フィーダー交通…交通網において、幹線交通と接続して支線の役割をもって運行される交通をいう。

(6) 越前市障がい者計画及び越前市障がい福祉計画（第4期）

策定年度	平成 27 年 3 月																																																												
計画期間	平成 27 年度～平成 32 年度																																																												
計画の体系																																																													
<table><tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th>施策の分類</th><th>基本施策</th><th>施策の展開</th></tr><tr><td rowspan="20">障がいの ある人が 笑顔で生 きがいの 持てる越 前市</td><td rowspan="6">地域で暮らし 続けられる まちづくり</td><td rowspan="3">1 生活支援</td><td>(1) 相談支援体制の充実</td><td>① 相談支援・ケアマネジメント体制の整備</td></tr><tr><td>(2) 生活支援（福祉）サービスの充実</td><td>① 在宅生活支援の充実 ② 日中活動の場の充実 ③ 生活の場の確保</td></tr><tr><td>(3) 手帳を持たない「障がい」のある人への支援</td><td>① 手帳を持たない「障がい」のある人への支援</td></tr><tr><td rowspan="5">2 保健・医療</td><td>(1) 疾病の予防と障がいの早期発見</td><td>① 母子保健事業の充実 ② 生活習慣病予防の推進 ③ 介護予防事業の推進</td></tr><tr><td>(2) 保健・医療の充実</td><td>① 地域医療体制の充実 ② 医療費給付等の充実</td></tr><tr><td>(3) 発達支援体制の充実</td><td>① 早期からの療育体制の整備 ② 発達に気がかりな段階からの継続した支援の推進</td></tr><tr><td>(4) 精神保健の普及・啓発と施策の充実</td><td>① 精神保健知識の普及・啓発及び相談事業の推進 ② 精神保健福祉施策の推進</td></tr><tr><td>(5) 難病等に関する施策の推進</td><td>① 難病患者等の生活支援の充実</td></tr><tr><td rowspan="6">自立と社会参加を 支援する まちづくり</td><td rowspan="6">3 教育の充実、雇用・ 就業、スポーツと文 化芸術活動等</td><td>(1) 就学前の保育・教育の充実</td><td>① 就学前の保育・教育の充実</td></tr><tr><td>(2) 特別支援教育の充実</td><td>① 特別支援教育体制の確立 ② 特別支援教育の充実</td></tr><tr><td>(3) 障がいのある人の雇用・就労の促進</td><td>① 障がいのある人の雇用・就労の促進、定着支援</td></tr><tr><td>(4) 福祉的就労の場の充実</td><td>① 福祉的就労の場の充実</td></tr><tr><td>(5) スポーツ、レクリエーションの振興</td><td>① スポーツ、レクリエーションへの参加促進</td></tr><tr><td>(6) 生涯学習活動、文化芸術活動の充実</td><td>① 障がいのある人の学習、文化、芸術活動の充実</td></tr><tr><td rowspan="7">ともに理解し、 安心して暮らせる まちづくり</td><td rowspan="7">4 生活環境、 啓発・広報</td><td>(1) ユニバーサルデザインの推進</td><td>① 障がいのある人へのやさしい公共空間の整備</td></tr><tr><td>(2) 住まいの整備</td><td>① 暮らしやすい住宅づくりの促進</td></tr><tr><td>(3) 交通・移動手段の整備</td><td>① 移動・外出手段の支援</td></tr><tr><td>(4) 情報バリアフリー・コミュニケーション手段の確保</td><td>① 円滑なコミュニケーションの支援</td></tr><tr><td>(5) 啓発・広報活動の促進</td><td>① 障がいのある人に対する正しい理解の促進 ② 障がいのある人への広報</td></tr><tr><td>(6) 福祉教育の推進</td><td>① 学校、地域における福祉教育の推進</td></tr><tr><td>(7) ボランティア活動の促進</td><td>① ボランティア活動への支援及び参加の促進</td></tr><tr><td rowspan="2">5 安全・安心、 差別の解消および 権利擁護</td><td>(1) 防災・防犯体制の整備</td><td>① 防災・防犯対策の充実 ② 避難行動要支援者への支援体制の整備</td></tr><tr><td>(2) 差別の解消及び権利擁護の推進</td><td>① 差別の解消 ② 権利擁護の推進</td></tr></table>		基本理念	基本目標	施策の分類	基本施策	施策の展開	障がいの ある人が 笑顔で生 きがいの 持てる越 前市	地域で暮らし 続けられる まちづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実	① 相談支援・ケアマネジメント体制の整備	(2) 生活支援（福祉）サービスの充実	① 在宅生活支援の充実 ② 日中活動の場の充実 ③ 生活の場の確保	(3) 手帳を持たない「障がい」のある人への支援	① 手帳を持たない「障がい」のある人への支援	2 保健・医療	(1) 疾病の予防と障がいの早期発見	① 母子保健事業の充実 ② 生活習慣病予防の推進 ③ 介護予防事業の推進	(2) 保健・医療の充実	① 地域医療体制の充実 ② 医療費給付等の充実	(3) 発達支援体制の充実	① 早期からの療育体制の整備 ② 発達に気がかりな段階からの継続した支援の推進	(4) 精神保健の普及・啓発と施策の充実	① 精神保健知識の普及・啓発及び相談事業の推進 ② 精神保健福祉施策の推進	(5) 難病等に関する施策の推進	① 難病患者等の生活支援の充実	自立と社会参加を 支援する まちづくり	3 教育の充実、雇用・ 就業、スポーツと文 化芸術活動等	(1) 就学前の保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	(2) 特別支援教育の充実	① 特別支援教育体制の確立 ② 特別支援教育の充実	(3) 障がいのある人の雇用・就労の促進	① 障がいのある人の雇用・就労の促進、定着支援	(4) 福祉的就労の場の充実	① 福祉的就労の場の充実	(5) スポーツ、レクリエーションの振興	① スポーツ、レクリエーションへの参加促進	(6) 生涯学習活動、文化芸術活動の充実	① 障がいのある人の学習、文化、芸術活動の充実	ともに理解し、 安心して暮らせる まちづくり	4 生活環境、 啓発・広報	(1) ユニバーサルデザインの推進	① 障がいのある人へのやさしい公共空間の整備	(2) 住まいの整備	① 暮らしやすい住宅づくりの促進	(3) 交通・移動手段の整備	① 移動・外出手段の支援	(4) 情報バリアフリー・コミュニケーション手段の確保	① 円滑なコミュニケーションの支援	(5) 啓発・広報活動の促進	① 障がいのある人に対する正しい理解の促進 ② 障がいのある人への広報	(6) 福祉教育の推進	① 学校、地域における福祉教育の推進	(7) ボランティア活動の促進	① ボランティア活動への支援及び参加の促進	5 安全・安心、 差別の解消および 権利擁護	(1) 防災・防犯体制の整備	① 防災・防犯対策の充実 ② 避難行動要支援者への支援体制の整備	(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 差別の解消 ② 権利擁護の推進
基本理念	基本目標	施策の分類	基本施策	施策の展開																																																									
障がいの ある人が 笑顔で生 きがいの 持てる越 前市	地域で暮らし 続けられる まちづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実	① 相談支援・ケアマネジメント体制の整備																																																									
			(2) 生活支援（福祉）サービスの充実	① 在宅生活支援の充実 ② 日中活動の場の充実 ③ 生活の場の確保																																																									
			(3) 手帳を持たない「障がい」のある人への支援	① 手帳を持たない「障がい」のある人への支援																																																									
		2 保健・医療	(1) 疾病の予防と障がいの早期発見	① 母子保健事業の充実 ② 生活習慣病予防の推進 ③ 介護予防事業の推進																																																									
			(2) 保健・医療の充実	① 地域医療体制の充実 ② 医療費給付等の充実																																																									
			(3) 発達支援体制の充実	① 早期からの療育体制の整備 ② 発達に気がかりな段階からの継続した支援の推進																																																									
	(4) 精神保健の普及・啓発と施策の充実		① 精神保健知識の普及・啓発及び相談事業の推進 ② 精神保健福祉施策の推進																																																										
	(5) 難病等に関する施策の推進		① 難病患者等の生活支援の充実																																																										
	自立と社会参加を 支援する まちづくり	3 教育の充実、雇用・ 就業、スポーツと文 化芸術活動等	(1) 就学前の保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実																																																									
			(2) 特別支援教育の充実	① 特別支援教育体制の確立 ② 特別支援教育の充実																																																									
			(3) 障がいのある人の雇用・就労の促進	① 障がいのある人の雇用・就労の促進、定着支援																																																									
			(4) 福祉的就労の場の充実	① 福祉的就労の場の充実																																																									
			(5) スポーツ、レクリエーションの振興	① スポーツ、レクリエーションへの参加促進																																																									
			(6) 生涯学習活動、文化芸術活動の充実	① 障がいのある人の学習、文化、芸術活動の充実																																																									
	ともに理解し、 安心して暮らせる まちづくり	4 生活環境、 啓発・広報	(1) ユニバーサルデザインの推進	① 障がいのある人へのやさしい公共空間の整備																																																									
			(2) 住まいの整備	① 暮らしやすい住宅づくりの促進																																																									
			(3) 交通・移動手段の整備	① 移動・外出手段の支援																																																									
			(4) 情報バリアフリー・コミュニケーション手段の確保	① 円滑なコミュニケーションの支援																																																									
			(5) 啓発・広報活動の促進	① 障がいのある人に対する正しい理解の促進 ② 障がいのある人への広報																																																									
			(6) 福祉教育の推進	① 学校、地域における福祉教育の推進																																																									
(7) ボランティア活動の促進			① ボランティア活動への支援及び参加の促進																																																										
5 安全・安心、 差別の解消および 権利擁護	(1) 防災・防犯体制の整備	① 防災・防犯対策の充実 ② 避難行動要支援者への支援体制の整備																																																											
	(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 差別の解消 ② 権利擁護の推進																																																											
都市機能に関 する事項	・グループホーム¹等、居住の場の計画的整備 ・緊急時や一時的な休息、医療ケアに対応できる預かりサービス等の充実 ・施設入所による支援が望ましい障がいのある人に対する必要な入所先の確保や入所の継続 ・地域で自立した生活を営む支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進 ・広く情報提供を行うこと等による事業者の参入の促進																																																												

⁴グループホーム…高齢者や障害者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居、およびその形態。

(7) あい安心 生きがい プラン 21 [第6期越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画]

策定年度	平成 27 年 3 月
計画期間	平成 27 年度～平成 29 年度（平成 37 年の高齢者介護の姿を見据えて目標設定）
計画の体系	基本理念 安心して暮らせる長寿社会の実現 基本政策 1 健康でいきいきと暮らすまちづくり 2 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり 3 支え合い、安心して暮らせるまちづくり 施策 ○は重点項目 ○(1) 介護予防の推進 (2) 健康づくりの推進 (3) 多様な社会参加の推進 (4) 高齢者の生きがい対策の推進 (5) 就労の促進 ○(1) 生活支援サービスの推進 (2) 介護保険サービスの充実 (3) 家族介護の支援 (4) 見守りネットワークの推進 (5) 高齢者の安全・安心の確保 (6) 外出しやすいまちづくり (7) 高齢者にやさしい居住環境などの整備促進 ○(1) 在宅医療と介護の連携強化 ○(2) 認知症施策の推進 (3) 高齢者の権利擁護の推進 ○(4) 地域包括ケアシステムの構築
都市機能に関する事項	地域包括ケアシステムの構築 ・ 基幹型地域包括支援センター⁵の機能の維持 ・ 役割分担の明確化、地域型地域包括支援センター・地域包括サブセンターの機能強化 越前市の目指す地域包括ケアシステム

⁵地域包括支援センター…高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止等の必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

(8) 越前市子ども・子育て支援事業計画

策定年度	平成 27 年 3 月																																								
計画期間	平成 27 年度～平成 31 年度																																								
基本方針	基本方針 1 就学前教育・保育の一体的な提供の推進 - 一人ひとりの子どもが、その子の発達に応じた切れ目のない支援を受けられるよう、教育・保育の質の向上を図り、就学前教育・保育施設相互の連携並びに小学校との連携を深めます。 基本方針 2 就学前教育・保育と地域の子育て支援を一体的に行う施設「認定こども園」の普及 - 地域にある現在の幼稚園保育園を基準とし、今後の教育・保育需要を見込み、一定集団を確保した施設に見直しを行います。3 歳以上の教育活動の充実のための集団規模の目安は、概ね同一年齢 10 人とします。 基本方針 3 親や地域子育て力の向上 - 保護者や地域の子育て力が高まるよう、身近な地域で様々な子育てに関する相談ができる場所を設ける等、切れ目のない子育て支援を強化し、地域に開かれた子育て支援の機能の充実を図ります。																																								
都市機能に関する事項	認定こども園の普及 市全域での幼保一体化による認定こども園の整備推進、地域の子育て支援の充実 計画期間内の認定こども園の普及目標数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア 1</td><td>1 箇所</td><td>5 箇所</td><td>5 箇所</td><td>5 箇所</td><td>6 箇所</td></tr> <tr> <td>エリア 2</td><td>0 箇所</td><td>1 箇所</td><td>2 箇所</td><td>2 箇所</td><td>3 箇所</td></tr> <tr> <td>エリア 3</td><td>2 箇所</td><td>3 箇所</td><td>5 箇所</td><td>5 箇所</td><td>5 箇所</td></tr> <tr> <td>エリア 4</td><td>4 箇所</td><td>4 箇所</td><td>4 箇所</td><td>4 箇所</td><td>4 箇所</td></tr> <tr> <td>全 域</td><td>7 箇所</td><td>13 箇所</td><td>16 箇所</td><td>16 箇所</td><td>18 箇所</td></tr> </tbody> </table>						27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	エリア 1	1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所	エリア 2	0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	エリア 3	2 箇所	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	エリア 4	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	全 域	7 箇所	13 箇所	16 箇所	16 箇所	18 箇所
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																																				
エリア 1	1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所																																				
エリア 2	0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所																																				
エリア 3	2 箇所	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所																																				
エリア 4	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所																																				
全 域	7 箇所	13 箇所	16 箇所	16 箇所	18 箇所																																				

(9) 越前市工芸の里構想

策定年度	平成 27 年 3 月
推進期間	平成 27 年度～平成 36 年度（平成 27 年度～平成 31 年度は重点期間）
重点期間における振興策	クラフトマン（職人）が 生き生き仕事するまち 振興策 1 伝統産業の技術継承支援 振興策 2 伝統産業の連携による産業振興の推進 クラフトツーリスト（旅 行者）が滞在するまち 振興策 3 クラフトツーリズムの強化 振興策 4 無料Wi-Fiエリアの拡充 多言語対応案内 の整備 振興策 5 各産地をつなぐ魅力的な拠点づくり 振興策 6 各産地をつなぐイベントの開催 振興策 7 伝統工芸と歴史資源の組合せ クラフトシチズン（市民） が豊かに暮らすまち 振興策 8 学校教育における工芸の取り入れ 振興策 9 市民の日常生活における工芸の浸透 振興策 10 庁舎建設における伝統工芸の活用
都市機能に関 する事項	・南越駅（仮称）における伝統産業の拠点機能強化 ・南越駅（仮称）からの二次交通⁶整備や観光動線の魅力向上
■〔例示〕伝統工芸を中心とする越前市の観光ゾーン・観光動線	

⁶二次交通…一般的には、複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関。本計画では、南越駅（仮称）と、中心拠点や地域拠点を連絡する交通機関のこと。

